

新築住宅向け



ハウスプラスすまい保険

タイル工事に係る特約のご案内

(タイル工事に係る特約条項)

- 住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)
- 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)



ハウスプラス住宅保証株式会社

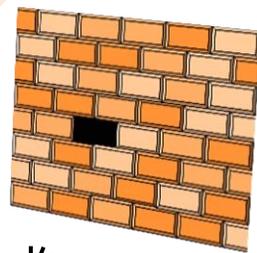
国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号
国土交通大臣登録住宅性能評価機関 第4号
住宅金融支援機構 検査機関

このパンフレットは「タイル工事に係る特約条項」の概要をご紹介します。
本書には特約内容の全ては記載されておりません。詳細については必要に応じ普通保険約款
等をご参照の上ご不明な点につきましては、当社へお問い合わせください。

‘19.07.29

タイル工事特約とは

ハウスプラスすまい保険（新築瑕疵保険）に付帯できる特約であり、住宅の外壁タイルが剥落した場合、住宅事業者様がタイルの保証責任を履行したことにより生じた損害（修補費用や原因調査費用の費用負担等）に対して保険金をお支払いする特約です。



このようなお困りごとのお手伝いをします

調査や修補のための足場費用が高そう…

調査や修補の費用を積み立てしていない…



他のタイルも落下しないか、心配…

そのお困りごとに、ハウスプラス住宅保証の
タイル工事特約 があります！



このような効果が期待できます

事故原因調査や修補の対応スピードUP！

タイルが剥落した場合に原因調査と修補が必要ですが、足場費用が高額であることを理由に金銭の負担に係る協議が長引く等、対応が遅れてしまうことがあります。本特約をご利用いただくことで、原因調査と修補にかかった費用に保険金を充てることのできるため、金銭に係る意思決定を早めることができます。

タイルの長期保証で、他社との差別化！

住宅のアフターサービス基準において、タイルの保証期間を2年としている場合が多い中、本特約をご利用いただくことで、10年間の長期保証を実現することができます。

1. 概要

項目名	内容
保険金支払いの対象となる範囲	タイル工事の瑕疵を起因としたタイルの剥落、およびタイルが剥落した時点で発生していたタイルの浮きまたは亀裂 (タイルが剥落していない場合は、保険金支払いの対象外です)
対象住宅	外壁にタイル工事を行った戸建住宅または共同住宅
保険金支払限度額	500万円、1,000万円、1,500万円から選択 (ハウスプラスすまい保険の保険金とは別建て)
免責金額	1事故あたり10万円 (ただし、同時に事故報告いただいた構造耐力上主要な部分等の保険金支払いの際に免責金額10万円を差し引く場合を除く)
縮小てん補割合	80%
保険期間	原則、付保住宅を引き渡した日から10年間 (お申込みのハウスプラスすまい保険と同じ)

※上記のほか同一事業年度引受限度額、1事業年度のタイル工事に係る保険金支払限度額等がございます。
詳細は普通保険約款および特約条項をご確認ください。

《特約保険料》

ご選択いただく保険金支払限度額に応じた保険料です。

(非課税)

保険金支払限度額	タイル工事特約保険料
500万円	¥230,000
1,000万円	¥380,000
1,500万円	¥550,000



延床面積10,000㎡未満の住宅における
足場をかけた調査と修補費用の合計は
平均約 **700万円** ※当社調べによる

2. お引受け条件等

《ご利用いただける事業者様》

公共建築工事標準仕様書の基準の遵守を申告していただき、当社が認定をいたしました住宅事業者様にご利用いただけます。

【認定および更新における留意事項】

- ・本特約に基づく認定期間は1年間とし、公共建築工事標準仕様書の基準を継続して遵守いただくことにより更新をいたします。
- ・タイル工事に係る保険事故が一定数発生すると、更新できない場合がございます。
- ・認定および更新要件に該当しないことが判明した場合や、故意・重過失による事故が発生した場合、認定取消になる場合がございます。

《特約の付帯方法》

ポータルサイトよりハウスプラスすまい保険のお申込みをする際に特約付帯の申請をしていただきます。

《住宅取得者様への提示》

住宅取得者様向けの保険付保証書に本特約が付帯されていることを記載しているため、住宅取得者様は本特約の付帯を把握することができます。

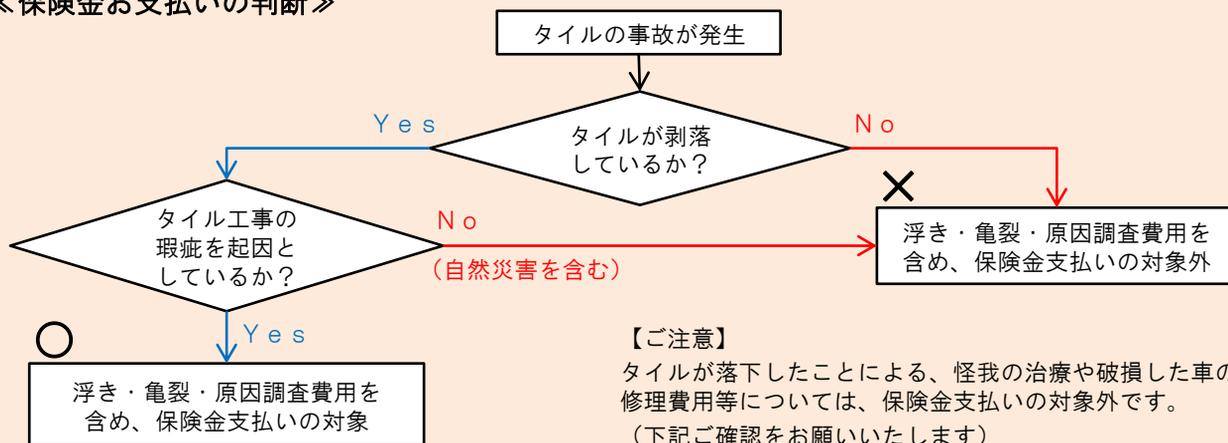
3. 保険のてん補内容

《保険金をお支払いする場合》

この特約が付帯されたハウスプラスすまい保険において、付保住宅のタイル工事の瑕疵に起因して当該タイルが剥落した場合（当該付保住宅においてタイルが剥落した時点で発生していたタイルの浮きまたは亀裂を含みます。）において、被保険者が発注者等に対してタイル工事に係る保証責任を履行したことによって生じた損害について保険金を支払います。

上記にかかわらず、付保住宅にタイル工事に係る保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなおタイル工事に係る保証責任を履行しないときに、発注者等は、タイル工事の瑕疵によって発注者等に生じた損害についてタイル工事に係る保険金を請求することができます。

《保険金お支払いの判断》



《主な保険金の種類》

保険金の種類	内 容	保険金支払限度額
直接修補費用保険金	付保住宅のタイルの剥がれ、浮きまたは亀裂を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接修補費用です。	1 住棟につき通算500万円、1,000万円、1,500万円からご選択いただけます。 (新築瑕疵保険とは異なり、保険金の種類による違いはございません)
損害調査費用保険金	修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査に要する費用等を指します。	
事故原因調査費用保険金	新築瑕疵保険では免責になる事故の原因を調査する費用です。タイル剥落の事故原因の調査および浮きや亀裂の有無の調査に要する費用等（足場代等を含む）を指します。	

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害（これらの事由がなければ、発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、タイル工事に係る保険金を支払いません。
 - ①台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由
 - ②付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは当該付保住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない当該付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
 - ③タイル工事の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害
 - ④タイル工事の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失もしくは毀損または当該付保住宅その他財物の使用の阻害
 - ⑤付保住宅の増築・改築・修補（保険事故による修補を含みます。）の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」といいます。）が生じた場合は、当社は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、付保住宅が滅失又は損傷していない場合を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。
- 当社は、保険契約者、被保険者、発注者等、付保住宅の建設工事に係る請負業者（下請負人を含みます。）またはそれらと雇用関係のある者の故意または重大な過失によって生じた損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わずタイル工事に係る保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかったタイル工事の瑕疵によって生じた損害は除きます。）については、保険金を支払いません。



国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号
国土交通大臣登録住宅性能評価機関 第4号
住宅金融支援機構 検査機関

ハウスプラス住宅保証株式会社

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18階

TEL : 保険申込前 03-4531-7205

保険申込後 03-4531-7217

Mail : eigyo@houseplus.co.jp

営業時間：9:00~17:00（土・日・祝日および弊社休日を除く）

個人情報の取り扱い等は弊社ホームページによりご確認をお願いいたします（<http://www.houseplus.co.jp/hpj/>）